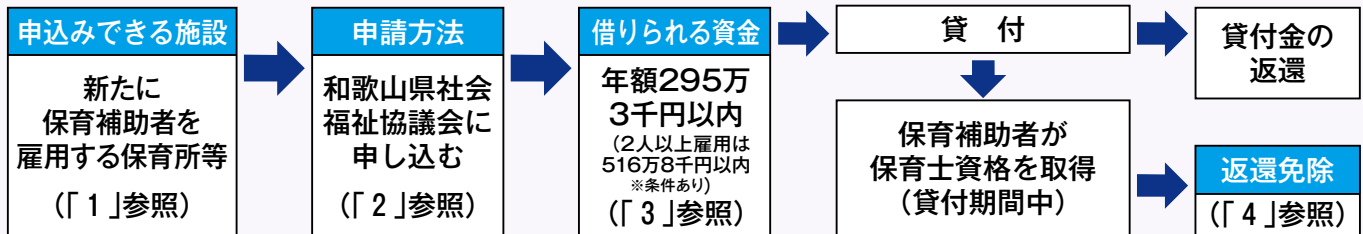


保育補助者雇上費貸付のご案内

— 保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得すると、**貸付金の返還は免除**となります。 —



保育士の雇用管理改善や労働環境管理改善に取り組んでいる和歌山県内の下記対象施設が、保育士資格を持たない保育補助者を雇い上げる費用を貸し付ける制度です。

当該保育補助者が、貸付期間中に保育士資格を取得した場合、**返還が免除**となります。

1 貸付けの対象となる施設

保育士の業務負担の軽減に資する取組みとして保育補助者(注)を雇い上げる、以下の①または②のいずれかの要件を満たす県内の施設又は事業者

①新たに保育補助者の雇上げを行う、以下のいずれかの施設又は事業者

ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 小規模保育事業 エ 事業所内保育事業
オ 企業主導型保育事業

※ア及びイは、地方公共団体が運営するものを除く。

※ウ及びエは、地域型保育給付費または特例地域型保育給付費の対象となる方を雇い上げる場合を除く。

※オは、企業主導型保育事業費補助金の対象となる方を雇い上げる場合を除く。

②既に保育補助者を雇い上げている場合は、上記①に加え、以下のいずれかの条件を満たす施設又は事業者

ア 保育補助者の保育士資格取得に取り組んでおり、資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画がある（保育士試験の受験科目が残り2科目以内である保育補助者や既に1年以上保育士養成施設に在学している保育補助者を雇用している場合）。

イ 貸付けにより保育士の給与改善など、処遇改善に取り組み、保育士及び保育補助者の数が前年同月よりそれぞれ同数以上であること。

ウ 保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

(注) 保育補助者は、次のいずれかに該当する方とします。

1) 保育所または認定こども園等で通算1年以上保育業務に従事したことがある方

2) 家庭的保育者

3) 子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した方(勤務開始後に受講予定である方を含みます。)

2 借入申込手続き

1 和歌山県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。

※和歌山県社会福祉協議会に請求していただければ、個別に送付します(下記問合せ先を参照)。

2 申込書類を、和歌山県社会福祉協議会あて提出してください。

※持参または郵送により提出してください(送付したことが確認できるよう、簡易書留等の利用をお勧めします)。

※書類等に不備のある場合は、受理できません。

3 和歌山県社会福祉協議会において、貸付審査を行い、貸付けの可否を決定します。

<募集期間>平成29年10月23日～(募集枠に達した時点で募集を終了します。)

※募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

3 貸付限度額

年額(1人目) 2,953,000円 以内 (保育補助者の勤務期間中) ※3年間を限度とします。

年額(2人目) 2,215,000円 以内 (保育補助者の勤務期間中) ※3年間を限度とします。

※2人目の雇用にかかる貸付けは、借入申込日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であることが条件です。

4 返還免除

(1)保育補助者が貸付けを受けた施設又は事業者で保育補助業務に従事し、貸付期間中に保育士資格を取得した場合、または当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれる場合、返還は免除となります。

※保育補助者が保育士資格を取得しないで退職する場合などは返還免除にはなりません。

※全額免除に該当しない場合でも、保育補助者の勤務期間に応じて返還の一部が免除される場合があります。

(2)上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき
- ②和歌山県内の保育所等で、保育補助者が保育補助業務に従事しなかったとき
- ③和歌山県内の保育所等で、保育補助者を保育補助業務に従事させる意思がなくなったとき
- ④保育補助者が、業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において保育補助業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。※ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年5%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

・当該保育所等が取り組む保育士の勤務環境改善等を支援する熱意を有すること

6 借入申込みに必要な書類

申 込 者	1	1人目雇用の場合	借入申込書(様式1-2-1)
		2人目雇用の場合	借入申込書(様式1-2-2)
	2	保育補助者の雇用契約書の写し	
	3	(新たに保育補助者を雇用する場合)	
		いずれか一つ	実務経験証明書(1年以上保育業務に従事したことの確認)
			家庭的保育者研修の修了証の写し
	子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))の修了証の写し		
4	(既に保育補助者を雇用している場合)		
	該当するもの一つ	科目取得状況を証する書類の写しまたは在学証明書	
		現在及び前年同月の従事者数(保育士、保育補助者)が確認できる書類	
勤務する保育士の保育士登録証の写し			
連 帯 保 証 人	5	同意書(様式2)	
	6	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	
	7	所得証明書	

※これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223

〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階

受付時間:月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く)9時から17時